

# 令和8年度 彦根市リフォーム事業の手引き

市民の皆さんが、市内に本社がある法人または市内に事業所もしくは住民登録がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します。

この制度は、物価高騰に伴う生活者や市内産業への影響を踏まえ、地域経済の活性化、居住環境の向上および市内の住宅における省エネルギー性能の向上を図ることを目的としています。

## 対象者および申請要件

▼交付申請時において次の要件を満たしている方

- ・リフォームする市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしていること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・過去5年間に彦根市リフォーム事業助成金(※)をうけていないこと。  
※令和3年度から令和5年度の間「彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金」または令和6年度から令和7年度の間「彦根市リフォーム事業助成金」を受けられた方や住宅・敷地は、対象外となります。
- ・リフォームする住宅(外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む)は、申請者またはその2親等内の親族が所有していること。(神社仏閣や会社所有等、個人所有でないものは対象外。)
- ・リフォームする住宅(外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む)の固定資産税に滞納がないこと。(申請者が所有者でない場合、所有者に対して固定資産税の滞納がないかを照会します。)

## 対象工事

▼次の要件をすべて満たしている工事

- ・「省エネ対策工事」「住宅の増築、改築、修繕等」「外構工事」「下水道工事」「防犯対策工事」のいずれかの工事(次ページ参照)
- ・申請者が以下の業者と契約し、施工する工事
  - 市内に本社がある法人
  - 市内に事業所もしくは住民登録がある個人事業者
- ・令和8年4月1日以降に着工し、令和9年3月31日までに完了する工事(交付申請期限も令和9年3月31日)
- ・助成対象工事の経費が20万円以上(消費税を含む)の工事
  - ※申請する工事に対して、市や国県等から他に補助等を受ける場合、また、災害補償等の保険給付金を受ける場合は、交付申請時にそれらの交付決定通知書が必要となります。提出後の書類を確認し、審査で認められた場合に、その補助等の額を差し引いた額を本事業の助成対象とします。(差し引き後の金額が税込み20万円以上の場合が対象)

## 受付期間・申込方法

受付期間：令和8年4月1日(水)から7月31日(金)まで

150件程度を助成予定です。お申込みが多数の場合は抽選を行います。

申込方法：原則、電子申請サービスにより受け付けます。

彦根市ホームページの「電子申請」もしくは事前申込専用QRコード(裏表紙に記載)からお申込みください。ご家族等、代理人による申請も可能です。

※支所・出張所・郵送でのお申し込みはできません。

## 助成金額

- ・助成対象工事経費の10% (限度額 7万円 1,000円未満切捨て)

## ○対象となる工事

### ①省エネ対策工事

- ・高効率給湯器の設置  
(エコキュート、エコジョーズ、エコフィール等)
- ・断熱改修(ペアガラス、二重窓、高反射率塗装等)
- ・太陽熱高度利用設備の設置  
(太陽熱温水器、太陽光パネル等)
- ・家庭用電気蓄電池、家庭用電気自動車充電器の設置

### ②住宅の増築・改築・修繕等の工事

- ・台所、風呂、洗面所、トイレの改修
- ・玄関、廊下、階段、部屋の改修
- ・壁、床、天井等の内装工事
- ・畳の取り換え、建具の交換(窓やサッシ等含む)
- ・設備工事(給排水設備、電気、ガス、換気扇等)
- ・配線工事(電話・インターネット等)
- ・外装工事(屋根、外壁塗装、防水加工、雨樋交換等)
- ・ハウスクリーニング、シロアリ駆除(改修工事を伴うもの)

### ③外構工事

- ・庭園、門、塀、テラス、井戸、車庫、物置等の設置や塗装、改修

### ④下水道工事

- ・公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置およびそれに伴う排水設備工事、排水管清掃
- ⇒下水道工事をされる場合、宅内排水設備にかかる申請が必要な場合があります。詳しくは、上下水道業務課(☎22-5458)までお問い合わせください。

### ⑤防犯対策工事

- ・防犯性の高いドア、サッシ、ガラス等への交換
- ・防犯カメラ、防犯ライト、防犯センサー等の設置  
(工事費を伴うもの)

## ×対象とならない工事

- ▼施工費を伴わないもの
- ▼新築工事および新築工事と併せて行う工事
- ▼自己の居住目的でない工事
  - ・賃貸・売却目的で行う工事
  - ・店舗、工場、事務所、別荘等の工事
- ▼購入が主なものであるもの
  - ・家電製品の本体価格  
(エアコン、暖房機器等) 設置代も含む
  - ・厨房製品  
(レンジ、オーブン、ガスコンロ等)
  - ・家具、OA機器、工事機械、工具等
- ▼重複助成となるもの
  - ・他の助成制度の補助金額
  - ・災害等による保険給付金額
  - ・公共工事の施行に伴う補償金額
- ▼その他
  - ・各種申請にかかる手数料  
(振込手数料・申請費等)
  - ・製品の保証料、保険料等
  - ・個人業者が自らの住宅に対して行った工事
  - ・施工業者を通さず自分で購入した材料費と施工費
  - ・改修を伴わない解体工事
  - ・屋外広告物等の設置・更新
  - ・共同住宅の共用部分の工事
  - ・土地の購入のみ

## 留意事項

- ・令和8年度の申請回数は、同一の住宅、同一の敷地内および同一人に対して、いずれも1回限りとなります。
- ・マンション等の集合住宅は申請者が所有(2親等内の親族が所有する場合を含む)し、居住している部分のみを対象とします。
- ・店舗等との併用住宅は居住部分のみを対象とします。(交付申請時に住宅の図面をご提出いただきます)
- ・対象となる住宅および土地が共有名義であっても、複数人による申込みはできません。
- ・住民登録のある住宅と同一敷地内にないものに対しての工事は対象外となります。  
(例：小屋を工事する際に、住民登録がある住宅との間に道路や川がある場合や別荘を工事する場合等)

## 手続きの流れ

### 1. 事前申込

《受付期間》令和8年4月1日(水)～7月31日(金)

電子申請サービスからお申込みください。

※代理人による申込も受け付けます。詳しくは4ページ(裏表紙)等をご確認ください。

※電子申請が難しい場合は、窓口での申請も受け付けます。

彦根市役所地域経済振興課(本庁3階30番窓口)までお越しください。

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時45分まで)



### 2. 抽選結果通知

《抽選結果通知郵送時期》8月末～9月初め

申込者多数の場合には、抽選により当選者(助成候補者)を決定します。

当選者には『助成候補者決定通知書』、落選者には『落選通知書』を郵送します。

※万が一、9月下旬になってもいずれの通知も届かない場合は、お手数ですが、地域経済振興課(TEL0749-30-6119)までご連絡ください。

この時点で、交付が決定するわけではありません。



### 3. 交付申請手続き

《申請期限》原則、「工事完了日」から数えて30日以内

(最終期限：令和9年3月31日(水))

当選者には、『助成金交付申請案内』を送付しますので、必要書類をご準備いただき、原則、電子申請サービスで申請してください。

(必要書類は下記をご覧ください)



### 4. 書類審査

⇒ 交付決定

《交付決定通知郵送時期》交付申請日から数えて約2カ月～2カ月半後

※助成候補者決定通知書を送付後2カ月間は交付申請が非常に込み合います。

順次審査いたしますが、通常時に比べ大変お時間がかかりますのでご了承ください。

※審査結果は郵便で通知します。電子申請をされた場合はメールでもお知らせします。

※審査状況に関する電話でのお問い合わせにはお応えできません。



### 5. 交付請求手続き

⇒ 振込

《助成金振込時期》交付請求日から数えて約1カ月以降

交付決定通知書受け取り後、必要書類をご準備いただき、

原則、電子申請サービスで交付請求の申請をしてください。

(必要書類は下記をご覧ください)

## ◆◆ 必要書類 ◆◆

※事前申込時には不要です

3. 【交付申請時】：助成候補者決定通知書(当選者に郵送します)

交付申請書(電子申請の場合は紙面不要)

①施工証明書(こちらで用意する様式に施工業者が記入)

②リフォーム前後の工事箇所の写真

(工事前と後の主な工事箇所3か所(=工事金額の高い順に3か所)の写真が必要となります。例えば、「台所」と「トイレ」と「風呂」の工事をした場合、それぞれの場所での写真が必要になります。工事箇所が3か所以下の場合は、すべての箇所の写真を提出してください。)

※写真は同じ箇所複数枚用意されることをお勧めします。

※リフォーム前後の写真を見比べて、「工事箇所」と④工事費内訳書に記載の「工事内容」が確認できることが必要です。

③領収書または金融機関等の振込済証明書(支払者(=申請者)、受領者、金額、日付がわかるもの)

④工事費内訳書(工事内容と金額の内訳がわかるもの・申請者宛のもの)

⑤同意書([申請者]と[土地や家屋の所有者]が別世帯の場合など)

⑥ほかの補助金・保険などの交付決定通知書(他の補助金を併用された場合)

⑦その他必要な書類(該当者にこちらから依頼します)

該  
当  
者  
の  
み

5. 【交付請求時】：①交付請求書

②振込先口座の通帳の写し

③委任状(申請者以外の口座に振り込む場合)

## ◆「電子申請」のご案内◆

パソコンやスマートフォンで彦根市ホームページ内の「電子申請」または下記QRコードから電子申請のサイトにアクセスできます！

彦根市ホームページ



事前申込専用QRコード



直接リフォーム事業の事前申込のサイトにアクセスできます。

### ◆利用者登録について◆

電子申請は、利用者登録の有無に関わらずご利用いただけます。

利用者登録をすると、手続き時に登録情報が初期表示され、一部入力を省略できます。本事業以外にも彦根市電子申請サービスを利用する予定がある方はご検討ください。

利用者登録をしない方は、申込後に表示される整理番号とパスワードを使って申込内容の照会等を行うことができます。

利用者登録されている方  
→ 先にログイン

利用者登録せずに  
申し込む場合は  
こちらから



新たに利用者登録して申し込む場合はこちらから利用者登録をし、オンライン申請手続きへ進んでください。

手続き一覧からお選び  
いただくかキーワード  
「リフォーム」で検索



### ◆代理人による申請の場合◆

入力のご案内に従って代理人の住所・氏名・電話番号などをご入力ください。

代理人申請でも申請者の本人確認書類の添付が必要です。

【 お問合せ 】 彦根市役所 産業部地域経済振興課 (窓口：3階30番)

土・日・祝日を除く、午前9時00分から午後4時45分まで

住所：彦根市元町4番2号 TEL:0749-30-6119 FAX:0749-24-9676